

**堺市建築設計業務
総合評価落札方式
試行実施ガイドライン
(令和8年度版)**

目 次

1 はじめに	1
(1) 総合評価落札方式とは	1
(2) 総合評価落札方式の適用対象業務	1
(3) 落札者の決定方法	2
2 総合評価落札方式のタイプ	3
(1) 特別簡易型(市区町村向け簡易型)	3
(2) 簡易型	3
3 各タイプにおける評価項目	4
4 基本となる配点及び評価方法	5
5 実施スケジュール	11
6 情報公開	13
(1) 入札前	13
(2) 落札者決定後	13
7 その他の基本的事項	13
(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保	13
(2) 説明要求等の対応	14
(3) 評価内容の担保	14

【参考】地方自治法施行令及び地方自治法施行規則＜抜粋＞

1 はじめに

近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害への対応強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっております。

また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっております。

こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、令和元年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が改正されました。

この品確法の改正により、公共工事に関する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を担うことから、調査等についても品確法の対象として位置付けられることとなりました。

品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされており、この品確法の基本理念に則り策定された発注関係事務の運用に関する指針において、工事及び調査等における「総合評価落札方式」の適用が示されています。

本市においては、これら品確法等の趣旨に鑑み、従前から本格実施している工事に加え、令和2年度から、建築設計業務についても総合評価落札方式を試行実施することといたしました。

本試行実施ガイドラインは、令和8年度の本市における総合評価落札方式（建築設計業務）に関する基本的事項を示すものです。

（１）総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、発注者が入札参加者に履行能力等についての技術資料の提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、業務品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の防止等の効果が期待できます。

（２）総合評価落札方式の適用対象業務

本市において、総合評価落札方式の適用対象となる業務は、業務の特性（規模、技術的な工夫の余地等）に応じて選定します。

なお、地方自治法施行令が最低制限価格を設定する業務での総合評価落札方式の適用を認めていないため、総合評価落札方式を適用する業務については、調査基準価格を設定します。

これは、総合評価落札方式が適切に機能するためには、低入札価格調査によりダンピング受注を排除する必要があるためです。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式においては、入札参加者は特別簡易型の場合は「自己採点表」を提出し、簡易型の場合は「履行能力等についての技術資料や業務の実施方針及び手法」を提出することとし、落札候補者の決定は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札金額と技術評価点を次の算定式（加算方式）にあてはめて評価値を算出し評価値が最も高い者としします。ただし、入札金額が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る場合は、以下のとおり入札金額が低いほど価格評価点は低くなります。

【入札金額が調査基準価格以上の場合】

価格評価点＝価格評価点の配点×（1－入札金額／予定価格）

技術評価点＝60点×（技術評価の加算点の合計／技術評価の配点の合計）

評価値＝価格評価点＋技術評価点

【入札金額が調査基準価格未満の場合】

価格評価点＝価格評価点の配点×（1－調査基準価格／{予定価格－（調査基準価格－入札金額）}）

技術評価点＝60点×（技術評価の加算点の合計／技術評価の配点の合計）

評価値＝価格評価点＋技術評価点

※価格評価点の配点は、特別簡易型で60点、簡易型で30点とします。

※評価値は、小数点以下第4位を切捨てとします。

※自己採点表や技術資料未提出又は技術評価点が0点の場合、入札への参加を認めないものとします。

落札候補者に対しては、自己採点表の根拠資料である履行能力等についての技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価し、審査を行います。

自己採点が過大であった場合は、当該評価項目の評価点を、正しい点数に修正したものを評価点として扱います。自己採点が過少であった場合は、自己採点をそのまま評価点として扱います。

審査の結果、落札候補者の自己採点の内容が正しい場合は、その落札候補者を落札者としします。

また、自己採点の内容に誤りがあっても順位が変動しないときも、その落札候補者を落札者としします。

一方、自己採点の内容に誤りがあり、順位が変動したときは、その落札候補者を落札者とせず、次に評価値が高い入札参加者を落札候補者として、審査を行います。

なお、自己採点表等の技術資料に虚偽記載があった場合は、入札参加停止等の措置を講じることがあります。

2 総合評価落札方式のタイプ

本市においては、業務の内容等を考慮して、特別簡易型と簡易型のいずれかを実施します。

(1) 特別簡易型（市区町村向け簡易型）

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な履行を行う能力を求める場合に適用します。

特別簡易型では、業務の実施方針及び手法の評価を要件とせず、企業の評価及び技術者の評価に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

(2) 簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい業務を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な履行を行う能力を求める場合に適用します。

簡易型では、業務の実施方針及び手法、企業の評価及び技術者の評価に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

3 各タイプにおける評価項目

総合評価落札方式の評価項目については、以下の表のとおり、各タイプによって基本的な項目を定めています。

評価分類	評価項目	タイプ	
		特別簡易型	簡易型
業務の実施 方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	×	●
	業務の実施方針	×	●
企業の評価	設計業務実績	●	●
	地域精通度	●	●
技術者の評価	専門分野の技術者資格	●	●
	設計業務の実績と携わった立場	●	●
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	●	●

4 基本となる配点及び評価方法

本市における簡易型と特別簡易型の評価項目（業務の実施方針及び手法、企業の評価等）の基本となる配点及び評価方法については、以下の表のとおりです。

ただし、これらの配点及び評価方法は、基本となるモデルを示すものであり、業務の内容及び性質等を総合的に考慮し、個々の業務の特性に応じた落札者決定基準を総合評価審査庁内委員会の審議及び学識経験者の意見聴取を経て決定します。

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	加算点																							
業務の実 施方針及 び手法	業務の理解度 及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位 に評価します。	12点	30点																						
	業務の 実施方針	業務への取組体制、チームの特徴、特に重視する業務上の配慮事項等につ いて的確性、独創性、実現性等を総合的に評価します。	18点																							
企業の 評価	設計業務実績	過去15年間（平成23年度以降）の間に完了した企業の基本設計業務 又は実施設計業務実績	4点	8点																						
		・新築又は増改築工事に係る設計業務の場合																								
		<table><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「同種施設」</td><td>4点</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「類似施設」</td><td>4点</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「同種施設」</td><td>3.2点</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「類似施設」</td><td>3.2点</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「同種施設」</td><td>2.4点</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「類似施設」</td><td>2.4点</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 未満の「同種施設」</td><td>1.6点</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 未満の「類似施設」</td><td>1.6点</td></tr><tr><td>その他の建築物</td><td>0.8点</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0点</td></tr></table>			評価基準	配点	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「同種施設」	4点	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「類似施設」	4点	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「同種施設」	3.2点	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「類似施設」	3.2点	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「同種施設」	2.4点	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「類似施設」	2.4点	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 未満の「同種施設」	1.6点	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 未満の「類似施設」	1.6点	その他の建築物	0.8点	いずれにも該当しない。	0点
		評価基準			配点																					
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「同種施設」			4点																					
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「類似施設」			4点																					
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「同種施設」			3.2点																					
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「類似施設」			3.2点																					
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「同種施設」			2.4点																					
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の 「類似施設」			2.4点																					
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 未満の「同種施設」			1.6点																					
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 未満の「類似施設」			1.6点																					
その他の建築物	0.8点																									
いずれにも該当しない。	0点																									

	・改修工事に係る設計業務の場合 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>4点</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>4点</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>3. 2点</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>3. 2点</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>2. 4点</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>2. 4点</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1. 6点</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1. 6点</td></tr><tr><td>その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0. 8点</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0点</td></tr></table> ※「延べ面積」、「同種施設」及び「類似施設」等の定義については、業務の内容に応じて個別案件ごとに入札公告等で定めるものとします。	評価基準	配点	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	4点	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	4点	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	3. 2点	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	3. 2点	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	2. 4点	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	2. 4点	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1. 6点	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1. 6点	その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0. 8点	いずれにも該当しない。	0点	
評価基準	配点																							
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	4点																							
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	4点																							
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	3. 2点																							
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	3. 2点																							
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	2. 4点																							
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	2. 4点																							
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1. 6点																							
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1. 6点																							
その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0. 8点																							
いずれにも該当しない。	0点																							
地域精進度	本市入札参加有資格者としての登録状況 ・堺市建設工事等入札参加資格登録において、「市内業者」として登録がある。（設計共同体の場合、「市内業者」を構成員に含んでいる場合を含む。） (4点) ・堺市建設工事等入札参加資格登録において、「準市内業者」として登録がある。（設計共同体の場合、「準市内業者」を構成員に含んでいる場合を含む。） (2点) ・いずれにも該当しない。 (0点)	4点																						

技術者の 評価	専門分野の 技術者資格	主任技術者における専門分野の技術者資格の内容を分担業務分野ごとに 評価			5点	12点
		分担業務 分野	評価する技術者資格	配点		
		意匠	CPD の取得実績のある一級建築士	1点		
			一級建築士	0.8点		
			二級建築士	0.4点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		構造	CPD の取得実績のある構造設計一級建築士	1点		
			構造設計一級建築士	0.8点		
			一級建築士	0.6点		
			二級建築士	0.2点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		積算	CPD の取得実績のある建築コスト管理士又は建築積算士	1点		
			建築コスト管理士又は建築積算士	0.8点		
			建築積算士補	0.6点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		電気	CPD の取得実績のある設備設計一級建築士	1点		
			設備設計一級建築士	0.8点		
			一級建築士、建築設備士又は技術士(電気電子部門)	0.6点		
			一級電気工事施工管理技士	0.4点		
			二級電気工事施工管理技士	0.2点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		機械	CPD の取得実績のある設備設計一級建築士	1点		
			設備設計一級建築士	0.8点		
			一級建築士、建築設備士又は技術士(衛生工学部門・機械部門)	0.6点		
			一級管工事施工管理技士	0.4点		
			二級管工事施工管理技士	0.2点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		※「CPDの取得実績」に係る詳細内容については、業務の内容に応じて個別案件ごとに入札公告等で定めるものとします。				
※一人が複数の分野を兼務する場合、当該担当業務中で評価が最も低い1つの分野についてのみ加算点を付与するものとします。						

設計業務の実績と携わった立場	各技術者の技術力を過去１５年間（平成２３年度以降）の間に完了した基本設計業務又は実施設計業務の実績と携わった立場から評価		7点
	【総括責任者】（配点２点×①×②）点		
	① 業務実績（２件申請する場合は、該当する乗率を合算し、平均を算出するものとします。）		
	・新築又は増改築工事に係る設計業務の場合		
	評価基準	配点に対する乗率	
	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「同種施設」	1.0	
	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「類似施設」	1.0	
	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.8	
	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.8	
	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.6	
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.6		
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.4		
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.4		
その他の建築物	0.2		
いずれにも該当しない。	0.0		
・改修工事に係る設計業務の場合			
評価基準	配点に対する乗率		
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0		
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0		
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8		
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8		
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6		
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6		
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4		
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4		
その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.2		
いずれにも該当しない。	0.0		

② 携わった立場

評価基準	配点に対する乗率
総括責任者（２件以上）	1.0
総括責任者（１件）又は主任技術者（２件以上）	0.8
主任技術者（１件）	0.6
その他の技術者（２件以上）	0.4
その他の技術者（１件）	0.2
いずれにも該当しない。	0.0

【主任技術者（意匠、構造、積算、電気、機械）】

（配点各１点×①×②）点

① 業務実績（２件申請する場合は、該当する乗率を合算し、平均を算出するものとします。）

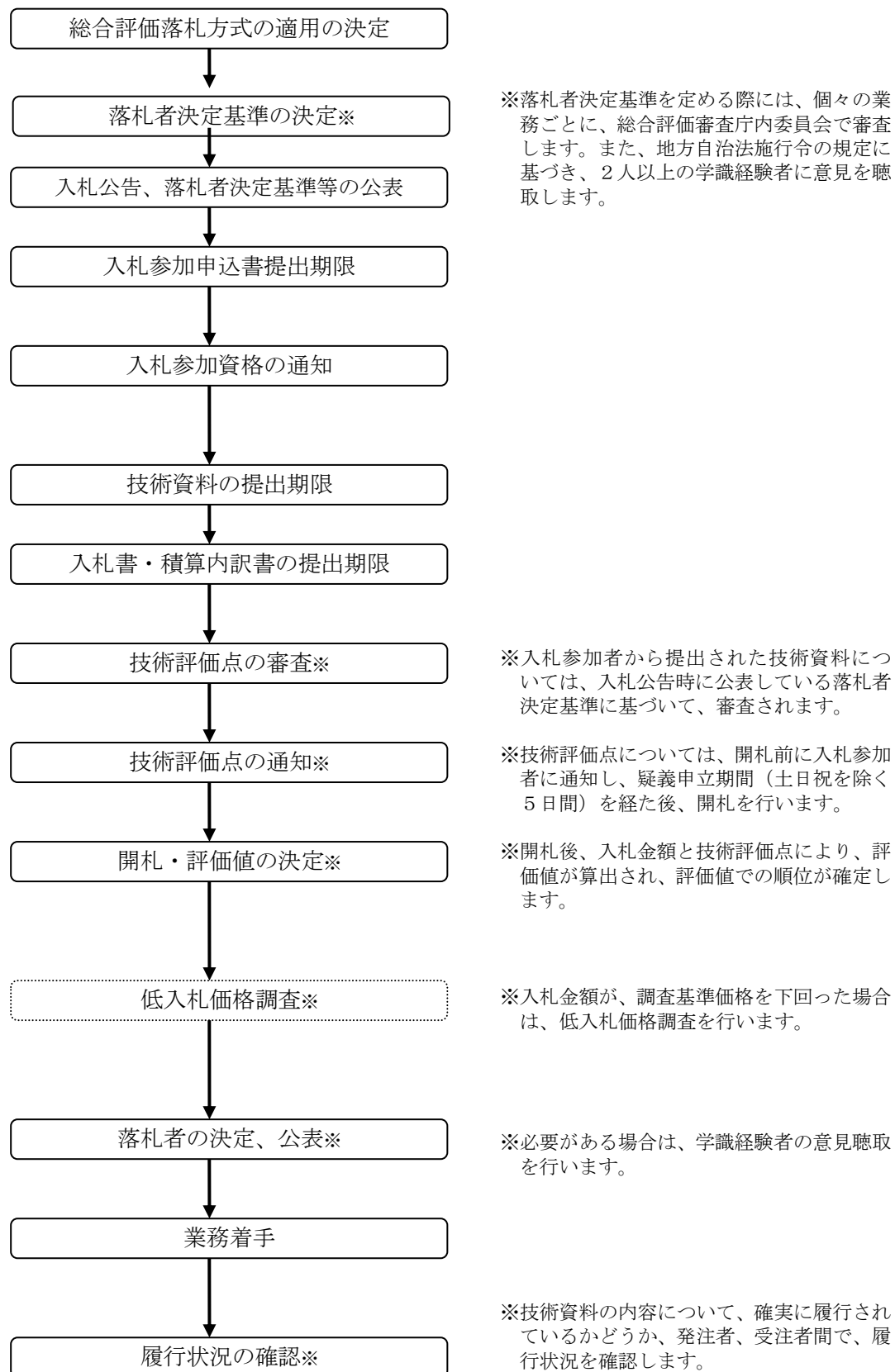
・新築又は増改築工事に係る設計業務の場合

評価基準	配点に対する乗率
新築部分の延べ面積〇〇〇m ² 以上の「同種施設」	1.0
新築部分の延べ面積〇〇〇m ² 以上の「類似施設」	1.0
新築部分の延べ面積〇〇〇m ² 以上〇〇〇m ² 未満の「同種施設」	0.8
新築部分の延べ面積〇〇〇m ² 以上〇〇〇m ² 未満の「類似施設」	0.8
新築部分の延べ面積〇〇〇m ² 以上〇〇〇m ² 未満の「同種施設」	0.6
新築部分の延べ面積〇〇〇m ² 以上〇〇〇m ² 未満の「類似施設」	0.6
新築部分の延べ面積〇〇〇m ² 以上〇〇〇m ² 未満の「同種施設」	0.4
新築部分の延べ面積〇〇〇m ² 以上〇〇〇m ² 未満の「類似施設」	0.4
その他の建築物	0.2
いずれにも該当しない。	0.0

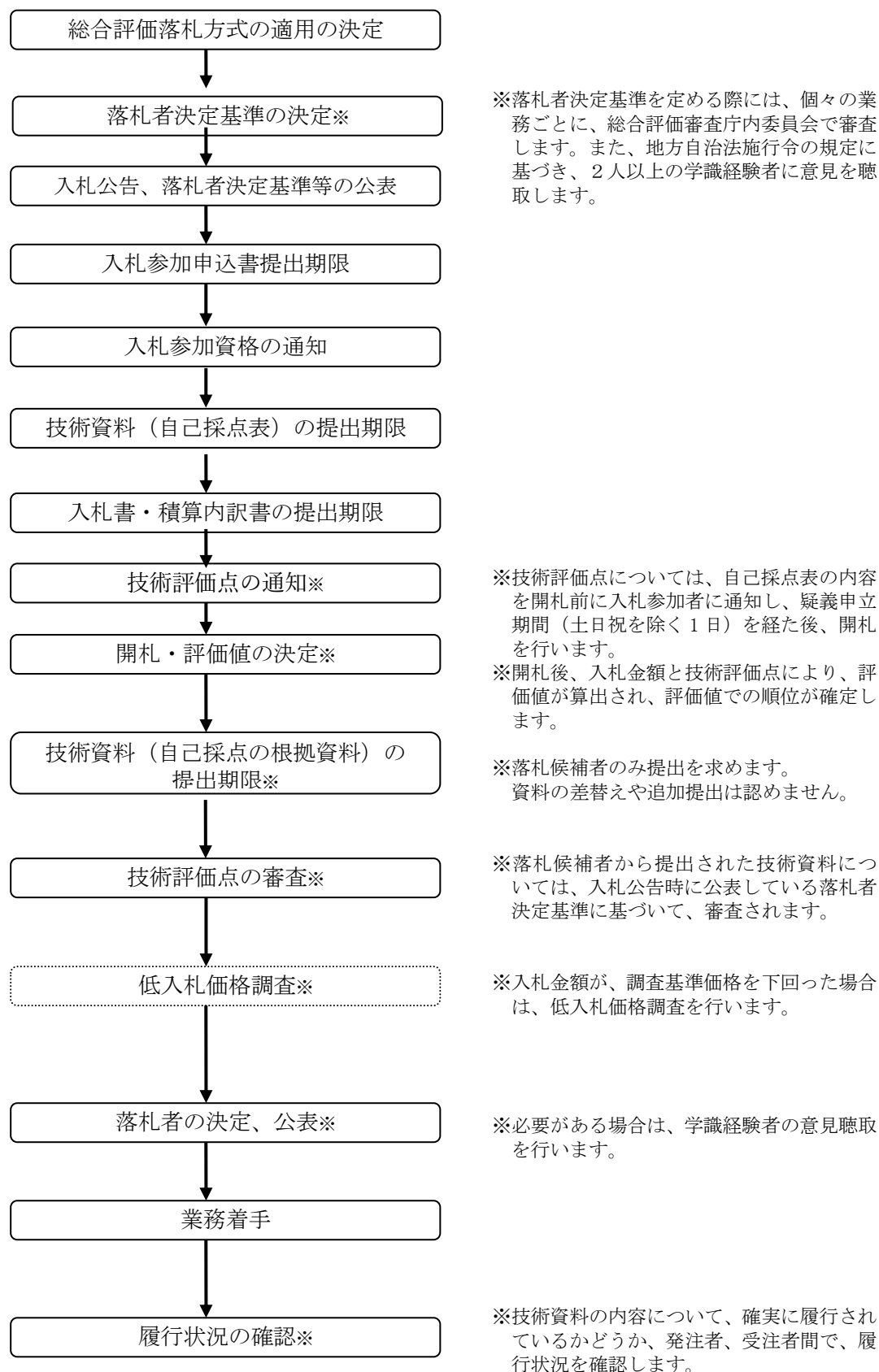
	・改修工事に係る設計業務の場合 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点に対する乗率</th></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1.0</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1.0</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.8</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.8</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.6</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.6</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.4</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.4</td></tr><tr><td>その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.2</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0.0</td></tr></table> ② 携わった立場 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点に対する乗率</th></tr><tr><td>総括責任者（1件）又は主任技術者（2件以上）</td><td>1.0</td></tr><tr><td>主任技術者（1件）</td><td>0.8</td></tr><tr><td>その他の技術者（2件以上）</td><td>0.6</td></tr><tr><td>その他の技術者（1件）</td><td>0.4</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0.0</td></tr></table> ※「延べ面積」、「同種施設」及び「類似施設」等の定義については、業務の内容に応じて個別案件ごとに入札公告等で定めるものとします。 ※各技術者につき、実績2件まで申請可能です。ただし、携わった立場が同一である場合に限り、申請できるものとします。 ※一人が複数の分野を兼務する場合、当該担当業務中で評価が最も低い1つの分野についてのみ加算点を付与するものとします。	評価基準	配点に対する乗率	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4	その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.2	いずれにも該当しない。	0.0	評価基準	配点に対する乗率	総括責任者（1件）又は主任技術者（2件以上）	1.0	主任技術者（1件）	0.8	その他の技術者（2件以上）	0.6	その他の技術者（1件）	0.4	いずれにも該当しない。	0.0	
評価基準	配点に対する乗率																																			
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0																																			
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0																																			
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8																																			
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8																																			
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6																																			
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6																																			
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4																																			
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4																																			
その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.2																																			
いずれにも該当しない。	0.0																																			
評価基準	配点に対する乗率																																			
総括責任者（1件）又は主任技術者（2件以上）	1.0																																			
主任技術者（1件）	0.8																																			
その他の技術者（2件以上）	0.6																																			
その他の技術者（1件）	0.4																																			
いずれにも該当しない。	0.0																																			
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反 過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用業務における履行義務違反 ・履行義務違反がない。 (0点) ・履行義務違反がある。 (-15点)	-15点																																		

5 実施スケジュール

本市における総合評価落札方式の簡易型の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



本市における総合評価落札方式の特別簡易型の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



6 情報公開

(1) 入札前

技術評価の評価基準等について、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

- ア 総合評価落札方式の適用の旨
- イ 落札者の決定方法
- ウ 総合評価の方法
 - ・評価値の算定方法
 - ・技術評価点の配点
 - ・評価項目及び評価基準
- エ 技術資料の提出
 - ・提出書類
 - ・提出期限
- オ 技術資料に係る失格要件
- カ 技術資料に関するヒアリング
- キ 開札予定日時及び場所
- ク 総合評価の結果の公表
- ケ 評価内容の担保
- コ 評価結果に対する説明

(2) 落札者決定後

落札者を決定した場合は、以下の事項を速やかに公表します。

- ア 落札者名
- イ 各入札参加者の技術評価点（特別簡易型の場合は自己採点の内容に基づく）
- ウ 各入札参加者の入札金額
- エ 各入札参加者の評価値（特別簡易型の場合は自己採点の内容に基づく）

7 その他の基本的事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

ア 総合評価審査庁内委員会の審査

総合評価落札方式の実施に当たり、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査庁内委員会を設置し、対象業務ごとに審査を行います。

イ 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則第12条の4の規定により、以下の手続を行う際には、2人以上の学識経験者からの意見を聴取します。

- ・落札者決定基準を定めようとするとき

- ・落札者を決定しようとするとき ※

※落札者決定基準を定めようとするときの意見聴取において、落札者を決定しようとするときにも改めて意見聴取を行う必要があるとの意見が学識経験者から述べられた場合

本市では、中立・公正な立場から判断することができる者として、行政職員（国土交通省近畿地方整備局の職員）及び大学教授等を対象に、総合評価審査庁内委員会において学識経験者を選任し、個々の業務ごとに、その選任された者のうち、2人以上から意見を聴取します。

（２）説明要求等の対応

簡易型における技術評価点に係る説明要求等については、評価結果の通知の日の翌日から起算して、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く1日以内（簡易型の場合は5日以内）に、原則として書面により業務担当課において受け付け、適切な説明を行います。

（３）評価内容の担保

受注者は、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければなりません。履行状況については、履行中及び履行完了時に受発注者間で確認します。

なお、次のア及びイの評価項目について、契約締結後、入札時の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、原則として工事成績評定点から減ずることとします。

また、当該不履行が受注者の責による場合には、履行義務違反の認定日（原則として工事検査確認日）から以後2年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から減点を行います。

さらに、評価された内容に対する履行状況が、悪質と認められる場合は、入札参加停止等の措置を講じます。

ア 「業務の実施方針及び手法」（簡易型のみ）に係る評価項目

技術資料の「業務の実施方針及び手法」に記載し、加算点が付与された評価内容を履行しなかった場合

イ 「技術者の評価」に係る評価項目（「専門分野の技術者資格」、「設計業務の実績と携わった立場」）

技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

【参考】

地方自治法施行令＜抜粋＞

（総合評価落札方式）

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（低入札価格調査制度による総合評価落札方式）

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（落札者決定基準）

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

（落札者決定基準を定めようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

（落札者を決定しようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価一般競争入札における公告）

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

地方自治法施行規則＜抜粋＞

（意見聴取に必要となる学識経験者数）

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。